

番号	所管部局	所管課(地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	水産部	漁政課	H19.12.28	平成19年度 ドラム式 まき網漁船の安全性 及び省人効果の評価 試験委託業務	500,000	国立大学法人長崎大学 学長 齋藤 寛	「ドラム式まき網」は、少ない人数で操業できることから、省人・省力化により経費削減が期待され、本県では初めての取組であるため、現存の漁撈機器から新しい機器の載せ替えた場合の船の安定性及び操業時の安全性の検討は、取組を進める上で重要な課題である。この検討、評価にあたっては、船体及び漁具漁法の双方について、高度な専門的技術と科学的解析力が求められるが、これらについては全国的にみて実績を持つ機関が乏しい状況にある。その中において、長崎大学水産学部は全国に先駆けて漁船の船体及び漁具漁法の双方に関する専門的知見と技術力を有している。従って、当該業務については、同大学に委託することが効率的かつ効果的であることから、委託先としては長崎大学に限定される。	第167条の2 第1項 第2号
2	水産部	漁政課	H20.1.15	海水シャーベット氷製 氷機購入	500,000	有限会社 冷熱技研 代表 取締役 保坂 征宏	地方自治法施行令第167条の2第1項第4号の規定による随意契約について、長崎県新事業分野開拓者認定審査会の審査結果を踏まえて、実施計画が認定基準のいずれにも適合するものであると判断され、新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として認定されたため、委託先としては冷熱技研に限定される。	第167条の2 第1項第4号
3	水産部	漁政課	H20.1.21	平成20年度 漁獲物 の高付加価値化を 目指した熱管理に 関する研究委託業務	500,000	国立大学法人長崎大学 学長 齋藤 寛	この研究にあたっては、熱力学に対する高度な科学的解析力が必要であるとともに、県内漁業の現状や、魚の生理に関する知見が求められる。工学・水産双方についての知見をもつ機関は全国的にみて乏しい状況にあるが、その中において、長崎大学は工学部・水産学部があり、連携した研究実績もあり、専門的知見と技術力を有している。従って、当該業務については、同大学に委託することが効率的かつ効果的であるため、委託先としては長崎大学に限定される。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課(地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
4	水産部	資源管理課	H19.4.2	漁船登録システムサポート 及び保守管理委託業務	1,449,000	長崎市万才町7-1 日本電気株式会社 長崎支 店 支店長 田中大吾	本システムは、平成12年度の委託事業により、日本電気(株)長崎支店が改修・開発したもので、サポートについては、本システムに精通している本業者に委託することが望ましい。また、平成18年度にシステムを改修し、その改修されたシステムを平成19年度に移行作業を行う予定であることから、新たに競争入札にかけるとは業務内容に混乱を来す他、多大な障害が発生する恐れがあり、発注者側にとって不利と認められるため、他と競争できず相手方が特定される。	第167条の2 第1項 第2号
5	水産部	資源管理課	H19.4.2	平成19年度長崎県栽培 漁業センター種苗 生産及び施設管理等 事業委託	220,000,000	佐世保市小佐々町矢岳168 株式会社長崎県漁業公社 代表取締役常務 原修	当該委託業務は、生物生産が主であり特殊な技術を要する。また、施設の維持管理や漁民等への啓発活動などを含んでいる。 契約の相手先である㈱長崎県漁業公社は、県栽培漁業センター設立当初より当該業務を受託しており、業務内容を熟知しているとともに、当該施設を利用した多種の種苗生産を安定して実施してきた実績があることから、委託先としては同公社に限定される。	第167条の2 第1項 第2号
6	水産部	資源管理課	H19.4.2	平成19年度アマダイ 放流作業等委託	1,155,000	対馬市上対馬町西泊206番 地 上対馬町漁業協同組合 代表理事組合長 大浦向上	県は、本県沿岸域における重要水産資源の早期回復を図るため「資源を育む長崎の海づくり事業」を実施しており、対馬地域においてはアマダイの栽培漁業と資源管理を推進している。当該業務の委託先には対馬でアマダイの栽培漁業を実践し、資源管理を推進できる体制を有することが求められ、かつ、種苗放流や放流効果調査の経験と技術が必要となる。これらの条件を満たす委託先としては上対馬町漁業協同組合に限定される。	第167条の2 第1項 第2号
7	水産部	資源管理課	H19.4.2	平成19年度ホシガレイ 種苗放流作業等委 託	1,500,000	松浦市鷹島町阿翁浦免637 番地 松浦市栽培・資源管理型漁 業推進協議会 会長 板谷 國博	県は、本県沿岸域における重要水産資源の早期回復を図るため「資源を育む長崎の海づくり事業」を実施しており、伊万里湾においてはホシガレイの栽培漁業と資源管理を推進している。当該業務の委託先には、伊万里湾全域でホシガレイの栽培漁業を実践し、資源管理を推進できる体制を有することが求められ、かつ、種苗放流や放流効果調査の経験と技術が必要となる。これらの条件を満たす委託先としては、松浦市栽培・資源管理型漁業推進協議会に限定される。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課(地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
8	水産部	資源管理課	H19.4.2	平成19年度長崎県漁獲管理対策事業にかかる漁獲・水揚等情報収集業務委託	4,775,400	長崎市京泊3-3-1 長崎県旋網漁業協同組合 代表理事組合長 野村 稲穂	TAC(漁獲可能量)の適切な管理を行うため、県内の漁獲量や水揚量の情報を迅速かつ的確に収集を行う必要がある。県内において、情報収集できるのは、対象漁獲物の水揚、集荷・出荷を専門的に行っている長崎県旋網漁業協同組合に限定される。	第167条の2 第1項 第2号
9	水産部	資源管理課	H19.4.2	平成19年度新漁獲管理方式推進事業にかかる漁獲可能量(TAC)管理委託	7,000,000	長崎市京泊3-3-1 長崎県旋網漁業協同組合 代表理事組合長 野村 稲穂	TAC(漁獲可能量)の適正な管理を行うためには、TAC対象魚種の漁獲・水揚情報の迅速かつ的確な把握、TAC制度の普及・啓蒙・指導等が必要である。漁獲・水揚情報を迅速に収集するため、県内各地の産地市場や漁協にTACシステムを搭載したパソコンを設置し、報告体制を整備している。システムの運用には、操作の専門的知識が必要なことや管理漁協の数が多いため、TAC対象魚種の漁獲量の9割を占める中型まき網漁業者で構成する長崎県旋網漁業協同組合に委託した方が、円滑に運用されること、また、同漁協はまき網漁業に関する知識が豊富なことから、TAC制度の普及指導が容易なため。	第167条の2 第1項 第2号
10	水産部	資源管理課	H19.4.16	平成19年度オニオコゼ種苗量産技術定着化事業委託	11,550,000	佐世保市小佐々町矢岳168 株式会社長崎県漁業公社 代表取締役常務 原修	当該委託の内容は、量産技術が確立していない魚種(オニオコゼ)について、県栽培漁業センターで量産・供給していくために、オニオコゼの試験生産を行い、量産技術を習得し、確立することを目的としている。 (株)長崎県漁業公社には、平成18年度からオニオコゼ試験生産を委託しており、平成19年度は、昨年度の結果をもとに、技術改良を加え、生産目標数量を増加させることとしている。 また、契約の相手方として、県栽培漁業センターの施設及びメンテナンスについて熟知している必要があり、(株)長崎県漁業公社は、県栽培漁業センターの設立当初より種苗生産及び施設管理等の委託業務を受託していることから、当該センターの施設及びメンテナンスについて熟知している。 これらのことから、平成19年度の委託先は(株)長崎県漁業公社に限定される。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課(地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
11	水産部	資源管理課	H19.6.1	平成19年度(6~3月分)長崎県漁獲管理対策事業にかかる漁獲管理情報処理システム保守・整備業務委託	1,092,000	長崎市大黒町9-22 大興電子通信(株)九州支店 長崎営業所 所長 沖田 和郎	本システムは、漁獲可能量の適正な管理を行う目的で、県内の漁協、産地魚市場から漁獲情報を収集するために平成13年度県の委託事業において大興電子通信(株)が開発したものである。本システムを保守するにあたって、システムのプログラミングを熟知し、システム障害になった場合、TAC委託業務に支障を来さないよう迅速に対応できる業者は他にない。	第167条の2 第1項 第2号
12	水産部	資源管理課	H19.8.3	平成19年度オニオコゼ放流作業等委託	1,165,000	壱岐市石田町石田西舩1290番地 壱岐地域栽培漁業推進協議会 会長 大久保敏治	県は、本県沿岸域における重要水産資源の早期回復を図るため「資源を育む長崎の海づくり事業」を実施しており、壱岐地域においてはオニオコゼの栽培漁業と資源管理を推進している。当該業務の委託先には壱岐でオニオコゼの栽培漁業を実践し、資源管理を推進できる体制を有することが求められ、かつ、種苗放流や放流効果調査の経験と技術が必要となる。これらの条件を満たす委託先としては壱岐地域栽培漁業推進協議会に限定され、他と競争できず相手方が特定される。	第167条の2 第1項 第2号
13	水産部	資源管理課	H19.6.13	平成19年度天然種苗供給システム事業化実証事業委託業務	6,439,000	佐世保市小佐々町矢岳168 株式会社長崎県漁業公社 代表取締役常務 原修	当該委託業務の内容は、定置網に入網する天然幼魚の有効活用を図るため、これら幼魚を放流用又は養殖用種苗として、県内各地に供給するシステムを構築することを目的としている。 天然幼魚を放流用又は養殖用種苗として供給するためには、定置網に入網した幼魚について、一定のロットが揃うまでの間、給餌等を行いながら養成する必要があり、また、放流実施者や養殖業者からの需要に応じ、迅速に県内各地に供給することが必要である。 従って、当該業務については、幼魚期の養成技術を有するとともに、県内各地への種苗供給にノウハウを有することが必要であることから、契約の相手方は、県栽培漁業センターの設立当初から当該センターの種苗生産業務を受託し、多種多様な魚種の種苗生産に関する経験と技術力を有すると共に、安定した種苗生産を行ってきた実績があり、加えて、県内各地への養殖用種苗の供給実績を持ち合わせている(株)長崎県漁業公社に限定される。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課(地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
14	水産部	資源管理課	H19.8.3	平成19年度オニオコゼ放流作業等委託	1,165,000	対馬市豊玉町千尋藻355番地9 豊玉町漁業協同組合 代表理事組合長 根津廣次	県は、本県沿岸域における重要水産資源の早期回復を図るため「資源を育む長崎の海づくり事業」を実施しており、対馬地域においてはオニオコゼの栽培漁業と資源管理を推進している。当該業務の委託先には対馬でオニオコゼの栽培漁業を實踐し、資源管理を推進できる体制を有することが求められ、かつ、種苗放流や放流効果調査の経験と技術が必要となる。これらの条件を満たす委託先としては豊玉町漁業協同組合に限定され、他と競争できず相手方が特定される。	第167条の2 第1項 第2号
15	水産部	資源管理課	H19.8.24	平成19年度長崎県漁獲管理対策事業にかかる漁獲管理情報処理システムデータ移行業務	4,200,000	長崎市大黒町9-22 大興電子通信(株)九州支店 長崎営業所 所長 沖田 和郎	今回の作業では、データの移行のみではなく、システムを現在の高度ネットワーク環境に見合ったものに改良する必要がある。これらの作業を安全、的確に遂行できる委託先としては、当該プログラムを開発し、このシステムの保守業務を行っている大興電子通信(株)に限定され、他と競争できず相手方が特定される。	第167条の2 第1項 第2号
16	水産部	資源管理課	H19.10.22	平成19年度中小型まき網漁業用LED水中灯集魚試験業務委託	14,805,000	長崎県長崎市京泊3丁目3番1号 長崎県旋網漁業協同組合 代表理事組合長 野村 稲穂	本業務の円滑な実施にあたっては、中型まき網漁船団(本船、火船、運搬船)が使用できること、アジア・イワシを目的として漁獲する中型まき網漁業の操業実態に精通し、技術的、学術的な知見を有する等の条件を満たす必要がある。これら条件を満たすのは、まき網漁業の実態を熟知し、国の漁獲管理制度のための専門員を配置する等、豊富な知見を有する長崎県旋網漁業協同組合に限定される。	第167条の2 第1項 第2号
17	水産部	資源管理課	H19.11.9	平成19年度イルカ人工衛星標識調査委託業務	7,665,000	静岡県静岡市清水区折戸5丁目7番1号 独立行政法人水産総合研究センター遠洋水産研究所 所長 小林 時正	県は、「イルカ被害対策事業」の中で、長崎県海域に來遊するイルカの航空機による目視調査の調査海域の決定資料とするため、イルカに人工衛星を利用した標識を装着し、昼間の生息域を調査することとしている。 本業務を実施することができるのは、国内で唯一のイルカ類の研究所であり、また、人工衛星を利用した標識による研究を実施している独立行政法人水産総合研究センター遠洋水産研究所に特定される。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課(地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
18	水産部	資源管理課	H19.11.9	平成19年度イルカ捕獲作業委託業務	2,499,000	長崎県杵岐市勝本町勝本浦575-61 勝本町漁業協同組合 代表理事組合長 大久保敏治	<p>県は、「イルカ被害対策事業」の中で、人工衛星を利用した標識を用いて、イルカの生態調査を実施することとしている。</p> <p>本契約は、長崎県海域に來遊するイルカの航空機調査による目視調査の調査海域の決定資料とするため、人工衛星標識を装着するイルカを生きのまま捕獲するもので、その生体を捕獲する方法は追い込み網漁法に限られている。</p> <p>本県において、追い込み網漁法によるイルカの生体を捕獲する技術を持ち、かつ捕獲経験があるのは唯一勝本町漁業協同組合であるため、当漁協が契約先に特定される。</p>	第167条の2 第1項 第2号
19	水産部	資源管理課	H19.11.9	平成19年度イルカ忌避装置特性試験委託業務	1,688,000	茨城県神栖市波崎7620-7 独立行政法人水産総合研究センター水産工学研究所 所長 影山 智将	<p>県は、「イルカ被害対策事業」の中で、海外で開発された音波を利用したイルカ忌避装置を用いて、本県のイカ釣り漁業におけるイルカ忌避装置の効果試験を実施するため、試験に用いる忌避装置の特性把握と、イカ釣り漁船の周囲に來遊するイルカの音響的手法を用いた機器による計測を実施することとしている。</p> <p>本業務を実施することができるのは、国内で唯一の水産分野の工学技術の研究所であり、また、音響的手法を用いたイルカ類の行動制御を研究している独立行政法人水産総合研究センター水産工学研究所に特定される。</p>	第167条の2 第1項 第2号
20	水産部	資源管理課	H19.11.9	平成19年度アカガイ放流作業等委託	1,470,000	西彼杵郡時津町浦郷542-18 大村湾栽培漁業推進協議会 会長 松田 孝成	<p>県は、本県沿岸域における重要水産資源の早期回復を図るため「資源を育む長崎の海づくり事業」を実施しており、大村湾においてはアカガイの栽培漁業と資源管理を推進している。当該業務の委託先には大村湾で栽培漁業を実践し、資源管理を推進できる体制を有することが求められ、かつ、種苗放流や放流効果調査の経験と技術が必要となる。これらの条件を満たす委託先としては大村湾栽培漁業推進協議会に特定される。</p>	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課(地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
21	水産部	資源管理課	H19.11.19	平成19年度イルカ捕獲作業委託業務	2,499,000	長崎県杵岐市勝本町勝本浦575-61 勝本町漁業協同組合 代表理事組合長 大久保敏治	<p>県は、「イルカ被害対策事業」の中で、人工衛星を利用した標識を用いて、イルカの生態調査を実施することとしている。</p> <p>本契約は、長崎県海域に來遊するイルカの航空機調査による目視調査の調査海域の決定資料とするため、人工衛星標識を装着するイルカを生きのまま捕獲するもので、その生体を捕獲する方法は追い込み網漁法に限られている。</p> <p>本県において、追い込み網漁法によるイルカの生体を捕獲する技術を持ち、かつ捕獲経験があるのは唯一勝本町漁業協同組合であるため、当漁協が契約先に限定される。</p>	第167条の2 第1項 第2号
22	水産部	資源管理課	H19.12.28	平成19年度ホシガレイ種苗放流作業等委託業務	1,500,000	長崎市茂木町2148番地1 橘湾栽培漁業推進協議会 会長 川浦 幸春	<p>県は、本県沿岸域における重要水産資源の早期回復を図るため「資源を育む長崎の海づくり事業」を実施しており、橘湾においてはホシガレイの栽培漁業と資源管理を推進している。当該業務の委託先には、橘湾で栽培漁業を実践し、資源管理を推進できる体制を有することが求められ、かつ、種苗放流や放流効果調査の経験と技術が必要となる。これらの条件を満たす委託先としては、橘湾栽培漁業推進協議会に限定される。</p>	第167条の2 第1項 第2号
23	水産部	資源管理課	H19.12.28	平成19年度アカガイ放流作業等委託業務	1,470,000	長崎市茂木町2148番地1 橘湾栽培漁業推進協議会 会長 川浦 幸春	<p>県は、本県沿岸域における重要水産資源の早期回復を図るため「資源を育む長崎の海づくり事業」を実施しており、橘湾においてはアカガイの栽培漁業と資源管理を推進している。当該業務の委託先には橘湾で栽培漁業を実践し、資源管理を推進できる体制を有することが求められ、かつ、種苗放流や放流効果調査の経験と技術が必要となる。これらの条件を満たす委託先としては橘湾栽培漁業推進協議会に限定される。</p>	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課(地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
24	水産部	資源管理課	H20.1.7	平成19年度アカガイ放流作業等委託業務	1,470,000	雲仙市瑞穂町西郷庚496-1 瑞穂漁業協同組合 代表理事組合長 矢坂 眞一郎	県は、本県沿岸域における重要水産資源の早期回復を図るため「資源を育む長崎の海づくり事業」を実施しており、有明海においてはアカガイの栽培漁業と資源管理を推進している。当該業務の委託先には有明海で栽培漁業を実践し、資源管理を推進できる体制を有することが求められ、かつ、種苗放流や放流効果調査の経験と技術が必要となる。これらの条件を満たす委託先としては瑞穂漁業協同組合に限定される。	第167条の2 第1項 第2号
25	水産部	漁業取締室	H19.4.2	平成19年度指導用海岸局の無線業務委託	6,000,000	社団法人 長崎県漁業無線協会 会長 川端 一廣	漁業指導用海岸局として無線業務を実施できるだけの技術・施設体制を有する県下唯一の無線局であるため随意契約とする。	第167条の2 第1項 第2号
26	水産部	漁業取締室	H20.1.29	漁業取締船かいりゅう右舷主機関陸揚げ修理工事	6,615,000	福岡県古賀市青柳2848 富永物産(株)九州事業所 所長 植木 盛昭	かいりゅうの主機関(GM16V-149TI)は米国GM社製であり、日本国内における同社の代理店は富永物産(株)一社のみであり、部品の調達にあっては同社以外にできないものである。また、修理においても当室所管の5隻の取締船全てにおいて(5隻とも同型エンジンを搭載)当該エンジンの適切な修理ができる業者は同社以外にないため。	第167条の2 第1項 第2号
27	水産部	水産振興課	H19.4.2	平成19年度魚類養殖多様化推進事業にかかるマハタ養殖試験業務委託	2,150,000	対馬市上対馬町西泊206 上対馬町漁業協同組合 代表理事組合長 大浦 向上	本委託は、新しい養殖魚種を用いた養殖試験業務であるが、当該魚種において成魚まで一環した養殖試験を行うことが必要であり、当該魚種の育成を成魚まで続けていくためには受託機関を変更することは困難なため、他と競争できず相手方が特定される。	第167条の2 第1項 第2号
28	水産部	水産振興課	H19.4.2	平成19年度魚類養殖多様化推進事業にかかるマハタ養殖試験業務委託	2,250,000	五島市栄町9-24 五島漁業協同組合 代表理事組合長 山下 克己	本委託は、新しい養殖魚種を用いた養殖試験業務であるが、当該魚種において成魚まで一環した養殖試験を行うことが必要であり、当該魚種の育成を成魚まで続けていくためには受託機関を変更することは困難なため、他と競争できず相手方が特定される。	第167条の2 第1項 第2号
29	水産部	水産振興課	H19.4.2	平成19年度魚類養殖多様化推進事業にかかるマハタ養殖試験業務委託	2,450,000	南松浦郡新上五島町若松郷136-34 若松町中央漁業協同組合 代表理事組合長 白磯 幸文	本委託は、新しい養殖魚種を用いた養殖試験業務であるが、当該魚種において成魚まで一環した養殖試験を行うことが必要であり、当該魚種の育成を成魚まで続けていくためには受託機関を変更することは困難なため、他と競争できず相手方が特定される。	第167条の2 第1項 第2号



番号	所管部局	所管課(地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
30	水産部	水産振興課	H19.4.2	平成19年度魚類養殖多様化推進事業にかかるマハタ養殖試験業務委託	2,250,000	佐世保市小佐々町楠泊1837 九十九島漁業協同組合 代表理事組合長 島内 文夫	本委託は、新しい養殖魚種を用いた養殖試験業務であるが、当該魚種において成魚まで一環した養殖試験を行うことが必要であり、当該魚種の育成を成魚まで続けていくためには受託機関を変更することは困難なため、他と競争できず相手方が特定される。	第167条の2 第1項 第2号
31	水産部	水産振興課	H19.4.2	平成19年度魚類養殖多様化推進事業にかかるマハタ養殖試験業務委託	3,080,000	佐世保市針尾西町614-6 針尾漁業協同組合 代表理事組合長 松原 久男	本委託は、新しい養殖魚種を用いた養殖試験業務であるが、当該魚種において成魚まで一環した養殖試験を行うことが必要であり、当該魚種の育成を成魚まで続けていくためには受託機関を変更することは困難なため、他と競争できず相手方が特定される。	第167条の2 第1項 第2号
32	水産部	水産振興課	H19.4.2	平成19年度魚類養殖多様化推進事業にかかるマハタ養殖試験業務委託	1,800,000	長崎市野母町4061-7 匠水産 代表 富永 匠	本委託は、新しい養殖魚種を用いた養殖試験業務であるが、当該魚種において成魚まで一環した養殖試験を行うことが必要であり、当該魚種の育成を成魚まで続けていくためには受託機関を変更することは困難なため、他と競争できず相手方が特定される。	第167条の2 第1項 第2号
33	水産部	水産振興課	H19.4.2	平成19年度魚類養殖多様化推進事業にかかるマハタ養殖試験業務委託	2,480,000	長崎市三川町1221-13 有限会社三建商事 代表取締役 鶴崎 貞治	本委託は、新しい養殖魚種を用いた養殖試験業務であるが、当該魚種において成魚まで一環した養殖試験を行うことが必要であり、当該魚種の育成を成魚まで続けていくためには受託機関を変更することは困難なため、他と競争できず相手方が特定される。	第167条の2 第1項 第2号
34	水産部	水産振興課	H19.4.2	平成19年度魚類養殖多様化推進事業にかかるホシガレイ養殖試験業務委託	1,760,000	佐世保市小佐々町黒石339-41 株式会社ジャパンアクアテック 代表取締役 谷口 大	本委託は、新しい養殖魚種を用いた養殖試験業務であるが、当該魚種において成魚まで一環した養殖試験を行うことが必要であり、当該魚種の育成を成魚まで続けていくためには受託機関を変更することは困難なため、他と競争できず相手方が特定される。	第167条の2 第1項 第2号
35	水産部	水産振興課	H19.4.2	水産加工ながさきブランド強化事業アンテナショップ業務委託	10,600,000	長崎市多以良町1551-4 社団法人 長崎県水産加工振興協会 会長 柏木 哲	平成「長崎俵物」のアンテナショップを維持管理するためには、認定要件・基準等について熟知するとともに、消費者ニーズ等を集約・分析し、製造業者に迅速かつ的確にフィードバックする能力を有する必要がある。平成「長崎俵物」の認定を実施し、県下全域の加工業者で組織された唯一の公益法人である(社)長崎県水産加工振興協会の他に当該業務を実施できる団体は他にないため。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課(地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
36	水産部	水産振興課	H19.4.2	平成19年度魚類養殖多様化推進事業にかかるホシガレイ養殖試験業務委託	2,000,000	松浦市調川町下免695-19 松浦水産株式会社 代表取締役 峯元 統征	本委託は、新しい養殖魚種を用いた養殖試験業務であるが、当該魚種において成魚まで一環した養殖試験を行うことが必要であり、当該魚種の育成を成魚まで続けていくためには受託機関を変更することは困難なため、他と競争できず相手方が特定される。	第167条の2 第1項 第2号
37	水産部	水産振興課	H19.4.2	長崎県地方卸売市場長崎魚市場統計年報作成業務委託	1,776,600	長崎市京泊3-3-1 長崎魚市場株式会社 代表取締役社長 吉田 孝	長崎魚市場統計年報作成を行うには、長崎魚市場の業務について十分熟知し、高度な能力・知識・経験等を要するため、長崎魚市場における唯一の卸売業者で、長崎魚市場に水揚げされる水産物を長崎県内はもとより全国に供給しており、水産物統計に関する長年のノウハウを蓄積している業者は他にいないため。	第167条の2 第1項 第2号
38	水産部	水産振興課	H19.4.2	長崎県地方卸売市場長崎魚市場監視業務委託	15,258,348	長崎市京泊3-3-1 長崎魚市場株式会社 代表取締役社長 吉田 孝	長崎魚市場における唯一の卸売業者で、市場内に会社を構え、市場業務及び施設・機器を熟知しており、24時間、365日の監視業務が可能である。施設・機器の異常を即時に発見し、復旧についても即応でき、市場業務に支障をきたさない監視体制が確保できる業者は他にいないため。	第167条の2 第1項 第2号
39	水産部	水産振興課	H19.4.2	長崎県地方卸売市場長崎魚市場管理運営に関する業務及び事務委託	76,788,190	長崎市京泊3-3-1 社団法人 長崎魚市場協会 会長理事 柏木 哲	卸売市場における市場関係者等に対する防犯、保健衛生上の日常的な監督・指導等市場の秩序の保持を行うには、市場開設当初より魚市場に事務所を構え、魚市場条例等を熟知し、魚市場の管理運営に長年の実績がある(社)長崎魚市場協会以外には契約の相手方としていないため。	第167条の2 第1項 第2号
40	水産部	水産振興課	H19.4.2	長崎県地方卸売市場長崎魚市場卸売場棟施設修繕業務委託	6,721,200	長崎市京泊3-3-1 長崎魚市場株式会社 代表取締役社長 吉田 孝	長崎魚市場(株)は、長崎魚市場における唯一の卸売業者であり、卸売場棟の使用者であることから、修繕業務委託をする施設および関連機器等を十分に熟知し、ノウハウの蓄積があることに加え、県が直接実施する同等の方法、内容で、設計、発注、監督、検査を行う体制が整っており、契約の相手方としては当社において他にはないため。	第167条の2 第1項 第2号
41	水産部	水産振興課	H19.4.23	平成19年度魚類養殖多様化推進事業にかかるホシガレイ養殖試験業務委託	2,200,000	長崎市三川町1221-13 有限会社三建商事 代表取締役 鶴崎 貞治	本委託は、新しい養殖魚種を用いた養殖試験業務であることから、これまでの養殖事業の経験が豊富で養殖技術が高く、当該魚種の成長、生残、飼育経費等に関する養殖データを把握し、適切に報告する能力を有することが委託機関選定の重要な条件となり、これらの条件を満たすのは有限会社三建商事であるため。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課(地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
42	水産部	水産振興課	H19.4.23	平成19年度魚類養殖多様化推進事業にかかるホンガレイ養殖試験業務委託	1,700,000	平戸市野子町1199-2 イワミ水産 代表 納屋 巖水	本委託は、新しい養殖魚種を用いた養殖試験業務であることから、これまでの養殖事業の経験が豊富で養殖技術が高く、当該魚種の成長、生残、飼育経費等に関する養殖データを把握し、適切に報告する能力を有することが委託機関選定の重要な条件となり、これらの条件を満たすのはイワミ水産であるため。	第167条の2 第1項 第2号
43	水産部	水産振興課	H19.5.1	平成19年度魚類養殖多様化推進事業にかかるマハタ種苗生産業務委託	8,100,000	佐世保市小佐々町矢岳168 株式会社 長崎県漁業公社 代表取締役常務 原 修	本委託は、新養殖魚種であるマハタの種苗生産を行う業務であることから、養殖生産事業の経験が豊富で養殖技術が高く、当該魚種の成長、生残、飼育経費等に関する養殖データを把握し、適切に報告する能力を有することが委託機関選定の重要な条件となる。また、生産された種苗はウイルス耐過魚であることが必要であり、これらの条件を満たすのは株式会社長崎県漁業公社しかないため。	第167条の2 第1項 第2号
44	水産部	水産振興課	H19.7.6	平成19年度平成「長崎俵物」品質基準管理・生産履歴システム普及業務委託	2,000,000	長崎市多以良町1551-4 社団法人長崎県水産加工振興協会 会長 柏木 哲	本委託における規格管理指導業務、生産履歴システム普及業務は、長崎俵物認定基準により定められた水産加工の品質や表示に関する事項、製造管理及び商品履歴に関する事項について、点検調査指導や研修会の開催、システム普及及び流通経路調査など高度な専門知識を要するが、長崎県水産加工振興協会は俵物認定業務を行う県下の加工組織であり、本業務に精通した唯一の団体である。当業務は全県下を対象にしており、これをカバーする加工団体は長崎県水産加工振興協会の他にはないため、他と競争できず相手方が特定される。	第167条の2 第1項 第2号
45	水産部	水産振興課	H19.9.11	第45回長崎県水産加工振興祭開催事業業務委託	2,500,000	長崎市多以良町1551-4 社団法人 長崎県水産加工振興協会 会長 柏木 哲	水産加工製品品評会は全県下の水産加工業者を対象とし、その水産加工業者から出品された出品物の品質及び製造技術を審査評価するため、高度な専門知識を要する。これに対応できる団体は水産加工業者の県下統一組織として設立され生産から流通までの総合的な知識を有している(社)長崎県水産加工振興協会の他にないため。	第167条の2 第1項 第2号
46	水産部	水産振興課	H19.10.1	漁場図作成システム開発業務委託	2,604,000	長崎市魚の町1-23 東亜建設技術株式会社長崎支社 支社長 中野 瑛	長崎県が現在使用している漁場図作成地図ソフト「白地図ビューワ」は、東亜建設技術株式会社が独自開発した製品であり、他の製品との互換性もない。この製品は縮尺の自由設定、漁場図の様式に合わせた印刷ができる点が優れており、漁場図作成に適している。県は経費面も考慮し、この「白地図ビューワ」を改良して今後も引き続き使用するため、他と競争できず、相手方が特定される。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課(地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
47	水産部	水産振興課	H19.11.28	平成19年度魚類養 殖多様化推進事業に かかるマハタ養殖試 験業務委託	1,300,000	佐世保市針尾西町614-6 針尾漁業協同組合 代表理事組合長 松原 久 男	<p>本委託は、県下各海域で新養殖対象魚種であるマハタの養殖試験を行うという業務内容であることから、契約の相手方には次の条件が必要である。</p> <p>マダイ、ブリ、トラフグ等の海面養殖事業の経験が豊富で、飼育管理が行き届いており、養殖技術が高いこと。</p> <p>マハタの成長、生残、飼育経費等に関する養殖データを把握し、適切に報告する能力を有すること。</p> <p>マハタ養殖の経験があり、今回実施するウイルス耐過魚の飼育データとの比較が可能なこと。</p> <p>マハタの養殖に意欲的であること。</p> <p>以上の条件並びに、これまでの海面養殖事業の実績等を考慮すると、佐世保湾・針尾瀬戸海域における委託先としては、針尾漁業協同組合しかないため、他と競争できず相手方が特定される。</p>	第167条の2 第1項 第2号
48	水産部	水産振興課	H20.1.24	長崎魚市場海水処理 施設改修工事	12,075,000	福岡市中央区白金1丁目4 番25号 セントラルイマ ージュ1階 オルガノプラントサービス株 式会社 九州事業所 取締役九州事業所長 梶田 真行	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長崎魚市場海水処理施設には、ろ過器が2系統、4台設置されており、ろ過処理した井戸水を市場内に給水し、活・鮮魚を洗浄するなどして利用している。</li> <li>・ろ過器の上部、下部の蓋の腐食が激しく、ろ過器から水があふれる恐れがあるため、早急に蓋の取替を行い、漏水を回避する必要がある。また、ろ過材については、前回の取替から4年以上経過し、耐用期限を迎えている。特に井戸水の水質が悪いろ過器については、ろ過機能の低下が予想される。</li> <li>・これらの状況を放置すると、ろ過器の正常な運行を妨げ、市場内の円滑な水揚作業に支障を来すことから、早急に改修工事を実施する必要がある。</li> <li>・また、当該魚市場の海水処理施設ろ過器は、オルガノ式ろ過器(オルガノ株式会社製)である。仮に他社製のろ過材及び周辺部材を充填、装着した場合、不具合が生じる可能性が高く、市場機能の復旧に時間を要し、市場全体の混乱を招くとともに、活・鮮魚を介して人体に悪影響を及ぼすこととなる。</li> <li>・このため、安全かつ円滑に改修工事を実施するために、オルガノ株式会社製品を使用する必要がある。</li> <li>・また、当該製品を使用する場合は、当該製品を熟知している必要があるとともに、当該魚市場におけるろ過材交換等に関してノウハウを持っているオルガノ株式会社に限定される。</li> <li>・以上の条件を満たすのは県内には当該製品のメンテナンス請負業者がオルガノプラントサービス株式会社しかないため、他と競争できず、相手方が特定される。</li> </ul>	第167条の2第1 項第2号

番号	所管部局	所管課(地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
49	水産部	水産基盤計画課	H19.5.7	平成19年度漁港施設を藻場造成に有効活用する手法の開発業務委託	4,935,000	長崎市元船町17-1 社団法人水産土木建設技術センター長崎支所 支所長 徳島 惇	この業務は、漁港の既存ストックを活用した藻場造成の開発のための基礎調査を行うものであり、契約の相手方には、海洋特性・水産生物の生態についての専門的知識と土木工学的専門知識等も併せて必要である。 (社)水産土木建設技術センター長崎支所は、海洋関係・水産生物の専門的知識を有する職員、及び土木工学的専門的知識を有する職員で構成され、これまで県及び市町村等から磯焼け対策事業及び沿岸漁場整備開発事業等に関する調査業務を委託しており、県内各地に海況・水産生物の生態に関する数多くのデータの蓄積がある。 また、当支所においては、過去、県が造成した藻場造成工事の事前調査等のノウハウを有しており、当該調査結果を応用した藻場造成手法の開発を目指していることも鑑み、これら藻場造成関連調査と同じ視点での調査が可能であり、加えて、状況変化についての比較検討などが容易であるとともに、多様なデータの蓄積により、効果的な調査が可能であること。 このように、専門的な知識と技術双方に精通しているものは、本県では当センターのみであり、信頼度の高い成果をあげている。	第167条の2 第1項 第2号
50	水産部	水産基盤計画課	H19.5.30	平成19年度タイラギ漁業対策事業委託	4,000,000	タイラギ漁業対策事業共同体 代表者 小長井町漁業協同組合 代表理事組合長 新宮 隆喜	本業務は、泉水海及び有明海において、タイラギの害敵であるトビエイの駆除を行うものであり、事業の実施にあたっては当該海域においてタイラギ漁業者の所属する漁協が、タイラギの生息状況及び生態に関する知見を持ち事業遂行に相当であるため。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課(地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
51	水産部	水産基盤計画課	H19.6.7	平成19年度藻場調査業務委託	2,992,500	長崎市元船町17-1 社団法人水産土木建設技術センター長崎支所 支所長 徳島 惇	この業務は、漁場環境保全創造事業(海藻バンク)実施地区の海藻着生状況等を調査するものであり、契約の相手方には、海洋特性・水産生物の生態についての専門的知識等が必要である。 (社)水産土木建設技術センター長崎支所は、海洋関係・水産生物の専門的知識を有する職員で構成され、磯焼け対策事業及び沿岸事業及び沿岸漁場整備開発事業等に関する調査業務を県、市町等から受託しており、各地の海況・水産生物の生態に関する数多くのデータを整備・蓄積している。今年度の実施予定箇所についても、バンク造成時の事前調査等を実施しており、事前調査と同一の基準(視点)での調査が可能であり、状況の変化についての対比が容易である。 また、過去に実施した他地区の海藻バンクの調査業務についても当センターが実施しており、同一の基準での状況の比較、データの蓄積が可能である。 これらの専門的な知識と技術双方に精通しているものは、本県では当センターのみであり、信頼度の高い成果をあげている。	第167条の2 第1項 第2号
52	水産部	水産基盤計画課	H19.6.1	平成19年度海藻食害魚類の生態調査と効果的な漁獲対策の検討業務	5,000,000	長崎市文教町1-14 国立大学法人 長崎大学 学長 齋藤 寛	本業務は、海藻食害魚類のアイゴ等を対象として、その生態調査と効果的な漁獲対策を検討するものであり、高度な調査技術を有しかつ科学的解析が可能であることや、既存の知見を有していることが求められるが、その生態的知見や研究実績が乏しい中において、本県沿岸における長崎大学の当該試験・研究の蓄積は卓越している。 また、本業務に係る基礎的研究の実績を有し、この蓄積されたデータ等に基づく業務遂行が可能な相手方は長崎大学のみであり他と競争できず相手方が特定される。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課(地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
53	水産部	水産基盤計画課	H19.6.25	平成19年度人工魚礁集魚状況調査	13,230,000	長崎市元船町17-1 社団法人水産土木建設技術センター長崎支所 支所長 徳島 惇	この業務を遂行するには、漁場造成事業にかかる技術知識を有し、現在までの本県における事業(水産基盤整備事業、旧沿岸整備開発事業等)の実績や経過等に関する知識が必要である。 社団法人水産土木建設技術センター長崎支所は、漁場造成に関する水産技術及び水産土木技術の専門的知識を有する職員で構成された公益法人であり、本県の漁場造成事業に関する調査業務の大半を取り扱い、漁場造成にかかる時事前調査、魚礁の設計、効果調査などについて信頼度の高い成果をあげている。 また、本県の造成漁場における生物生態的及び土木技術的な数多くのデータを整備し活用できる体勢を整えている。 現在、本県海域の漁場造成について豊富な技術知識を有し、その技術知識に立脚した調査が可能なのは、社団法人水産土木建設技術センター長崎支所一者のみである。	第167条の2 第1項 第2号
54	水産部	水産基盤計画課	H19.7.11	平成19年度漁場環境美化推進事業委託	4,150,000	長崎市五島町2-27 長崎県漁業協同組合連合会 代表理事会長 川端勲	有明海及び周辺海域において海面等の清掃を行うものであり、清掃は海域内に所属する漁協及び漁業者が協力し実施することとしている。しかし、対象海域には多数の漁協があり、広域的かつ機能的に事業を実施するためには、対象海域に所属する漁協の上部団体である長崎県漁業協同組合連合会が実施するほかなく、他と競争できず相手方が特定される。	第167条の2 第1項 第2号
55	水産部	水産基盤計画課	H19.8.10	平成19年度橘湾地区漁場環境保全創造工事(堆積物除去業務委託)	10,762,500	長崎市茂木町2148番地1 橘湾地区漁場環境保全事業 受託共同体 代表者 長崎 市茂木漁業協同組合 代表 理事組合長 川浦幸春	本事業では、海底に堆積した廃棄物等を小型機船底曳き網漁船により、効率的に回収する必要がある。 このためには、当該海域の海底地形・底質・潮流等に関する情報に精通し、かつ熟知していることが求められる。 上記条件に適合するのは、橘湾の沿海漁業協同組合に属する底曳き網漁業者であるが、実施箇所の面積が広いと、多数の漁業者あるいは漁協に業務を委託する必要があるが、施工管理に多大な労力を要し、また事業の実施精度に不均衡を生じる恐れがある。 この点において、橘湾の沿海漁業協同組合で構成された「橘湾地区漁場環境保全創造事業受託共同体」は、構成員が当該漁船を所有し、円滑、確実、迅速な業務の遂行が図られる唯一無二の団体であり、他と競争できず相手方が特定される。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課(地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
56	水産部	水産基盤計画課	H19.12.28	長崎県漁港施設管理システム構築業務	19,897,500	長崎市恵美須町4番5号 NBC情報システム株式会社 代表取締役 平井健司	本事業では、漁港施設の一元的な管理を図るシステムを構築するため、他システムとのリンク及びデータの互換性、またGISを利用した漁港施設の管理など、高度な知識及び技術力が求められ、業者の選定にあたってはプロポーザル方式を採用したため、相手方が特定される。	第167条の2 第1項 第2号
57	水産部	水産基盤計画課	H20.2.4	平成19年度大村湾地区漁場環境保全創造工事(堆積物除去業務委託)	14,070,000	西彼杵郡時津町浦郷542-13 大村湾海区漁業協同組合 会長 松田 孝成	本事業では、海底に堆積した廃棄物等を小型機船底曳き網漁船により、効率的に回収する必要がある。 このためには、当該海域の海底地形・底質・潮流等に関する情報に精通し、かつ熟知していることが求められる。 上記条件に適合するのは、大村湾の沿海漁業協同組合に属する底曳き網漁業者であるが、実施箇所の面積が広いこと、多数の漁業者あるいは漁協に業務を委託する必要があるが生じるが、施工管理に多大な労力を要し、また事業の実施精度に不均衡が生じる恐れがある。 この点において、大村湾の沿海漁業協同組合で構成された「大村湾海区漁業協同組合会長」は、構成員が当該漁船を所有し、円滑、確実、迅速な業務の遂行が図られる唯一無二の団体であることから、相手方は同組合長会に特定される。	第167条の2 第1項 第2号
58	水産部	漁港漁場整備課	H19.4.1	長崎県西部地区広域漁場整備工事(五島西部工区調査、積算、施工管理委託)	17,139,300	長崎市元船町17-1 社団法人水産土木建設技術センター長崎支所 支所長 徳島 惇	当該工事にかかる専門的知識、技術を有するだけでなく、設置予定海域の海洋学、生物的知見を有し、海域の漁場特性に精通していることが必要であるが、「センター」は水産基盤整備事業に関する測量、調査、設計、積算の業務経験も豊富で造成漁場個々の知見の蓄積が豊富である。水産庁の指導により「業務の委託先は水産基盤整備事業に精通し、構造設計、積算及び工事監督等の技術業務を代行しうる公益法人等とする。」が必要あり他と競争できず相手方がセンターに特定される。	第167条の2 第1項 第2号



番号	所管部局	所管課(地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
59	水産部	漁港漁場整備課	H19.4.1	広域漁場整備工事 (施工管理業務委託)	13,860,000	長崎市元船町17-1 社団法人水産土木建設技術 センター長崎支所 支所長 徳島 惇	当該工事にかかる専門的知識、技術を有するだけでなく、設置予定海域の海洋学、生物的知見を有し、海域の漁場特性に精通していることが必要であるが、「センター」は水産基盤整備事業に関する測量、調査、設計、積算の業務経験も豊富で造成漁場個々の知見の蓄積が豊富である。水産庁の指導により「業務の委託先は水産基盤整備事業に精通し、構造設計、積算及び工事監督等の技術業務を代行しうる公益法人等とする。」必要があり他と競争できず相手方がセンターに特定される。	第167条の2 第1項 第2号
60	水産部	漁港漁場整備課	H19.5.16	長崎県西部地区広域 漁場整備工事(長崎 西工区積算業務委 託)	2,415,000	長崎市元船町17-1 社団法人水産土木建設技術 センター長崎支所 支所長 徳島 惇	当該工事にかかる専門的知識、技術を有するだけでなく、設置予定海域の海洋学、生物的知見を有し、海域の漁場特性に精通していることが必要であるが、「センター」は水産基盤整備事業に関する測量、調査、設計、積算の業務経験も豊富で造成漁場個々の知見の蓄積が豊富である。水産庁の指導により「業務の委託先は水産基盤整備事業に精通し、構造設計、積算及び工事監督等の技術業務を代行しうる公益法人等とする。」必要があり、他と競争できず相手方がセンターに特定される。	第167条の2 第1項 第2号
61	水産部	漁港漁場整備課	H19.5.30	広域漁場整備工事 (間伐材付魚礁モニタ リング調査業務委託)	13,335,000	東京都千代田区内神田1- 14-10 財団法人漁港漁場漁村技術 研究所 所長 岸野 昭雄	魚礁部材としての木材の有効性を多角的に検証するものであり、間伐材付き魚礁に関する豊富な知識と高い調査技術が必要である。全国の調査状況を確証した結果、最も多角的に調査した実績がある機関は「研究所」のみであり、他と競争できず相手方が特定される。	第167条の2 第1項 第2号
62	水産部	漁港漁場整備課	H19.6.18	長崎県北部地区広域 漁場整備工事(宍 西測量・調査・設計業 務委託)	19,215,000	長崎市元船町17-1 社団法人水産土木建設技術 センター長崎支所 支所長 徳島 惇	本業務は人工海底山脈造成工事の測量、設計業務を行うものであり、当該工事にかかる専門的知識、技術を有するだけでなく、設置予定海域の海洋学、生物的知見を有し、海域の漁場特性に精通していることが必要である。人工海底山脈造成工事は、栄養塩の豊富な海底付近の海水を海面近くまで上昇させる「湧昇流」を人工的に発生させる構造物を整備することにより、海域の基礎生産能力を高め、広い範囲での漁場造成を図る特殊工事であり、全国的にみても実施例が少なく、その業務のほとんどを「センター」が受託し、専門知識・技術の蓄積が豊富で業務に非常に精通しているため他と競争できず相手方が特定される。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課(地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
63	水産部	漁港漁場整備課	H19.6.18	広域漁場整備工事 (測量・調査・設計・積算業務委託)	34,650,000	長崎市元船町17-1 社団法人水産土木建設技術センター長崎支所 支所長 徳島 惇	当該工事にかかる専門的知識、技術を有するだけでなく、設置予定海域の海洋学、生物的知見を有し、海域の漁場特性に精通していることが必要であるが、「センター」は水産基盤整備事業に関する測量、調査、設計、積算の業務経験も豊富で造成漁場個々の知見の蓄積が豊富である。水産庁の指導により「業務の委託先は水産基盤整備事業に精通し、構造設計、積算及び工事監督等の技術業務を代行しうる公益法人等とする。」必要があり、他と競争できず相手方がセンターに特定される。	第167条の2 第1項 第2号
64	水産部	漁港漁場整備課	H19.6.18	漁場環境保全創造工事(測量・調査・設計・積算業務委託)	15,750,000	長崎市元船町17-1 社団法人水産土木建設技術センター長崎支所 支所長 徳島 惇	当該工事にかかる専門的知識、技術を有するだけでなく、設置予定海域の海洋学、生物的知見を有し、海域の漁場特性に精通していることが必要であるが、「センター」は水産基盤整備事業に関する測量、調査、設計、積算の業務経験も豊富で藻場礁個々の知見の蓄積が豊富である。水産庁の指導により「業務の委託先は水産基盤整備事業に精通し、構造設計、積算及び工事監督等の技術業務を代行しうる公益法人等とする。」必要があり、他と競争できず相手方がセンターに特定される。	第167条の2 第1項 第2号
65	水産部	漁港漁場整備課	H19.7.5	長崎県漁港施設老朽化診断調査	33,600,000	東京都千代田区内神田1-14-10 財団法人漁港漁場漁村技術研究所 所長 岸野 昭雄	本業務は、県内の漁港施設について、県内8漁港9地区をモデル地区とし早急に老朽化診断及び補修計画を立て維持管理手法の確立に向けた検討を行うものである。漁港施設の特性を踏まえた調査を行うことができる知識・知見を有し適切な、効果的な技術対応ができることが必要である。当該工事にかかる専門的知識、技術を有するだけでなく、本業務に関連する調査実績も豊富であり、業務の的確な遂行ができる相手方は、研究所に特定される。	第167条の2 第1項 第2号
66	水産部	漁港漁場整備課	H19.8.29	長崎県漁港施設老朽化診断調査	43,890,000	東京都千代田区内神田1-14-10 財団法人漁港漁場漁村技術研究所 所長 岸野 昭雄	本業務は、県内の漁港施設について、県内8漁港9地区をモデル地区とし早急に老朽化診断及び補修計画を立て維持管理手法の確立に向けた検討を行うものである。漁港施設の特性を踏まえた調査を行うことができる知識・知見を有し適切な、効果的な技術対応ができることが必要である。当該工事にかかる専門的知識、技術を有するだけでなく、本業務に関連する調査実績も豊富であり、業務の的確な遂行ができる相手方は、研究所に特定される。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課(地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
67	水産部	漁港漁場整備課	H19.9.10	五島地区広域漁場整備工事(天板付魚礁モニタリング調査業務委託)	3,622,500	長崎市元船町17-1 社団法人水産土木建設技術センター長崎支所 支所長 徳島 惇	改良型魚礁の蛸集機能に関する比較調査検証を行うものであり、魚礁構造物に関する土木工学的知見・蛸集する魚介類の生物学的知見に精通している他、調査予定海域の海洋学的特性・漁業操業実態等も把握しておく必要がある。以上の条件を満たし、業務の的確な遂行ができる相手方は、センターに特定される。	第167条の2 第1項 第2号
68	水産部	漁港漁場整備課	H19.9.10	対馬地区広域漁場整備工事(増通 測量・調査・設計・積算業務委託)	11,025,000	長崎市元船町17-1 社団法人水産土木建設技術センター長崎支所 支所長 徳島 惇	マダイ等増殖場造成工事のための測量、調査、設計を行うものであり、増殖場造成工事にかかる専門的知識・技術を有するだけでなく、設置予定海域の海洋学的特性・生物学的知見に加え漁場としての特性にも精通している必要がある。以上の条件を満たし過去に多くの増殖場工事のための測量、調査、設計の実績があり、業務の的確な遂行ができる相手方は、センターに特定される。	第167条の2 第1項 第2号
69	水産部	漁港漁場整備課	H19.9.21	広域漁場整備工事(施工管理業務委託)	34,650,000	長崎市元船町17-1 社団法人水産土木建設技術センター長崎支所 支所長 徳島 惇	漁場整備工事にかかる専門的知識、技術を有するだけでなく、設置予定海域の海洋学、生物的知見を有し、海域の漁場特性に精通していることが必要であるが、「センター」は水産基盤整備事業に関する測量、調査、設計、積算の業務経験も豊富で造成漁場個々の知見の蓄積が豊富である。水産庁の指導により「水産基盤整備事業に精通し、構造設計、積算及び工事監督等の技術業務を代行しうる公益法人等とする。」必要があり他と競争できず相手方がセンターに特定される。	第167条の2 第1項 第2号
70	水産部	漁港漁場整備課	H19.9.21	長崎県西部地区広域漁場整備工事(長崎西工区・調査・積算・施工管理業務委託)	17,220,000	長崎市元船町17-1 社団法人水産土木建設技術センター長崎支所 支所長 徳島 惇	当該工事にかかる専門的知識、技術を有するだけでなく、設置予定海域の海洋学、生物的知見を有し、海域の漁場特性に精通していることが必要であるが、「センター」は水産基盤整備事業に関する測量、調査、設計、積算の業務経験も豊富で造成漁場個々の知見の蓄積が豊富である。また、積算、施工管理業務については、水産庁の指導により「水産基盤整備事業に精通し、構造設計、積算及び工事監督等の技術業務を代行しうる公益法人等とする。」必要があり、他と競争できず相手方がセンターに特定される。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課(地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
71	水産部	漁港漁場整備課	H19.10.22	五島地区広域漁場整備工事(増通 測量・調査・設計・積算業務委託)	6,510,000	長崎市元船町17-1 社団法人水産土木建設技術センター長崎支所 支所長 徳島 惇	マダイ等増殖場造成工事のための測量、調査、設計を行うものであり、増殖場造成工事にかかる専門的知識・技術を有するだけでなく、設置予定海域の海洋学的特性・生物学的知見に加え、漁場としての特性にも精通している必要がある。以上の条件を満たし過去に多くの増殖場工事のための測量、調査、設計の実績があり、業務の的確な遂行ができる相手方は、同センターに特定される。	第167条の2 第1項 第2号
72	水産部	漁港漁場整備課	H20.1.15	五島地区広域漁場整備工事(台帳整備業務委託)	14,385,000	長崎市元船町17-1 社団法人水産土木建設技術センター長崎支所 支所長 徳島 惇	過去に設置した魚礁施設を適正かつ効率的に管理することを目的とし、サイドスキャンソナー等の特殊機器を用いて魚礁の正確な位置確定を行うなどして魚礁台帳の作成を行うものであり、魚礁造成工事における施工実態、各魚礁の特性、調査要領に精通している必要がある。以上の条件を満たし、過去に同様の業務を受託遂行した実績があり、業務の的確な遂行ができる相手方は、センターに特定される。	第167条の2 第1項 第2号